

令和２年度第４回市川市教育振興審議会

令和２年１０月１９日(月)14時00分～

市川市役所第１庁舎５階 第２委員会室

次 第

１ 調査審議

(１)市川市学校環境基本計画について

(２)令和元年度の教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について
の点検及び評価について

２ 答申

(１)令和元年度の教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について
の点検及び評価について

(２)市川市学校環境基本計画について

３ その他

(案)

令和 2 年 1 0 月 1 9 日

市 川 市 教 育 委 員 会
教育長 田中 庸恵 様

市川市教育振興審議会
会 長 天 笠 茂

市川市学校環境基本計画について（答申）

令和 2 年 8 月 1 7 日付市川第 20200727-0078 号で市川市教育振興審議会へ諮問のありました表記の件について、本審議会において審議した結果下記のとおり取りまとめましたので、市川市教育振興審議会条例第 2 条の規定に基づき、答申いたします。

記

1. はじめに

学校を取り巻く社会の構造や環境は、少子高齢化の進展や人口減少、グローバル化や情報化などによって、大きく、また急速に変化している。

このように変化が激しく、新しい未知の課題に試行錯誤しながらも対応することが求められる複雑で難しい時代にあって、子どもたちが持続可能な社会の創り手となることができるよう、将来の職業や生活を見通して、社会において自立的に生きるために必要とされる力をバランスよく育てていくことが重要である。

このような生きる力を育成する基盤は学校教育であり、新しい時代に求められる学校教育の在り方を実現するには、学校環境の整備を合わせて行うことが大切である。

学校環境には、指導に携わる教職員、学校の施設や設備、地域や家庭など、学校の内外に影響のある様々な条件が挙げられるが、特に学校施設の整備は大規模な財政支出を伴うために、整備された環境に合わせて学校教育の在り方が議論されることが少なくなかった。

しかしながら、求められる学校教育を実現するという目的を達成するためには、その手段として学校施設の整備等が行われる政策体系を確立し、より高い教育的効果の実現を可能とすることが重要である。

このことから、学校施設のあるべき姿を定めた「市川市学校環境基本計画」を策定

して、学校教育の在り方を踏まえた学校環境の整備を計画的かつ総合的に推進する必要がある。

このような背景から、令和２年８月１７日、教育委員会から市川市学校環境基本計画について諮問を受け、答申に至ったものであり、本答申によって、市川市の教育の基本理念「人をつなぐ 未来へつなぐ 市川の教育」を踏まえ、学校環境の整備が一層推進されることを期待したい。

２．計画策定のための基本的な考え方

（１）計画の期間及び構成

学校環境の整備には、長い期間を要することから、「市川市学校環境基本計画」は、新しい学習指導要領が重要な役割を担うとされる 2030 年ごろまでの学校教育の在り方を見据えながら、その先も見通した学校環境の在り方を示唆するものとして策定されたい。

また、本答申を基に教育委員会が、「市川市学校環境基本計画」を策定し、その中で新しい時代に求められる学校教育や学校環境の在り方を示した基本編やより具体的な条件整備を示した実施編を定め、計画の実効性を高めることとされたい。

（２）基本編の策定

基本編では、新しい時代に求められる学校教育の在り方の実現を図るための学校環境の在り方を示すことから、市川市が目指す学校環境は、目指す学校教育を整理してから審議することとした。

３．市川市が目指す学校教育／新しい時代に求められる学校教育の在り方

市川市では、「人をつなぐ 未来へつなぐ 市川の教育」を基本理念として教育を進めてきた。特に、学校施設の整備を含む教育施策の実現にあたっては、学校を取り巻く社会の変化やこれからの時代に育成すべき子どもたちの資質・能力を踏まえ、「市川市が目指す学校教育／新しい時代に求められる学校教育の在り方」を、３つの考え方に沿って整理した。

（１）多様な人との関わりを大切にして、個人の自立を促し、社会の一員としての自覚を養う教育

①多様な学び手のニーズに応じた教育

変化の激しいこれからの時代においては、画一的で均一的な社会から、多様性を認め合う全員参加型社会への変革が求められており、学校教育においても、性別や

国籍、障がい、不登校経験や病気療養等に関わらず、多様な経歴を持ったすべての人が、個性や能力の伸長を図ることのできる機会の創出が求められている。

市川市では、中学校の夜間学級を開級するなど、多様な経歴を持った人が学ぶ機会の創出を図ってきており、今後も多様な学び手のニーズに応じた教育の推進が重要である。

②特別な教育ニーズに応じた教育

多様性を尊重し、すべての子どもたちの学習参加が促されるよう、学校教育においては、障がいのある者とない者が共に学ぶ仕組みであるインクルーシブ教育システムの構築が求められている。

市川市では、県内初の養護学校（現在の須和田の丘支援学校）を開校するとともに、国内初の児童精神科入院時のための院内学級（国立国際医療研究センター国府台病院）を開級するなど、個々のニーズに応じた教育を進めてきており、今後はその取り組みを基盤として、すべての子どもが自分の生活する地域で共に学ぶことのできる多様で柔軟な仕組みづくりを進めるなど、特別な教育ニーズに応じた教育の推進が重要である。

（２）一人一人が主体的に学び、個性を伸ばし、可能性を広げることを可能とする教育

①個に応じた学びの充実

子ども一人一人の可能性を最大限に伸ばし、必要な資質・能力を確実に育成するには、誰一人取り残されることなく、すべての子どもの力を最大限に引き出す教育が重要であり、学校教育においては、子ども一人一人の能力や適性に応じたきめ細かい最適な学びを実現する、個別最適化された学びが求められている。

市川市では、少人数指導の拡充やライフカウンセラーの配置などによる教育相談体制の構築などを通して、個に応じた学びの充実を図ってきており、今後も、ICT環境や先端技術の効果的活用などにより、学び直しや先取り学習などの具現化を含め、個に応じた学びの充実が重要である。

②協働的な学びの充実

学びの質を高め、生きる力の育成を図るためには、教職員や子ども同士、地域との協働的な学びが重要である。

市川市では、地域の教育力を学習活動に活かす取り組みなどを通して、協働的な

学びの充実を図ってきており、今後はその取り組みを基盤として、異学年などとの多様な協働学習を実現する新たな仕組みづくりを進めるなど、現在の義務教育 9 年間の枠組みの中で、学習内容や個の修得状況に応じた協働的な学びの充実が重要である。

③調和のとれた学びの充実

感性を豊かに働かせ、社会の中でたくましく生きていくことのできる力を育成するには、「豊かな心」、「確かな学力」、「健やかな体」の調和のとれた学びが大切である。

市川市では、教職員の高い意識のもと、読書教育や創意と活力のある学校づくり、ヘルシースクールなどの推進を通して、調和の取れた学びの充実を図ってきており、今後もその充実は重要である。

(3) 学びや育ちの連続性と社会との連携を強化し、豊かな人間性を育む教育

①学びと育ちの連続性を大切にした教育

様々な資質・能力は、各学校段階において個別に育むものではなく、幼児教育から義務教育、そして高等学校教育といった学校段階を超えたつながりの中で育成されるものであり、体系的な学びを通した学びと育ちの連続性が強く求められている。

市川市では、県内初の義務教育学校である塩浜学園を開校するとともに、アプローチカリキュラムやスタートカリキュラムの実施などにより、幼保小連携や小中一貫教育の推進に取り組んできており、今後も、義務教育 9 年間を見通した一貫性のある指導体制の構築など、学びと育ちの連続性を大切にした教育の推進が重要である。

②社会との連携を大切にした教育

教育は、家庭・学校・地域の連携・協働によって実現されるものであり、保護者や地域住民が学校経営に参画することや地域と学校がパートナーとして連携・協働することで地域とともにある学校づくりを進め、地域全体で子どもを守り育てる体制を整える必要がある。

また、学校においては、より良い学校教育を通してより良い社会を創るという理念を学校と社会が共有し、必要な資質・能力をどのように育成するのかを、教育課程において明確にしながら、社会との連携・協働により教育活動を行う「社会に開かれた教育課程」の実現が求められている。

市川市では、すべての学校に学校運営協議会を置いて、コミュニティ・スクールの推進を図るとともに、中学校ブロックごとに地域学校協働本部を設置するなど、家庭・学校・地域が一体となって子どもを育てる仕組みづくりを進めてきており、今後も、学校と地域の双方で連携・協働を推進するための組織的かつ継続的な仕組みの構築を進めるなど、社会との連携を大切にした教育の推進が重要である。

4. 市川市が目指す学校環境／新しい時代に求められる学校環境の在り方

新しい時代に求められる学校教育の在り方の実現を図るには、その手段となる学校環境の整備が実効的に推進されることが重要である。

このことから、学校施設の機能や役割といった、より具体的な側面から、学校教育の在り方を踏まえ、新しい時代に求められる学校環境の在り方を審議した。

(1) 高機能かつ多機能で変化に対応した施設

学校を取り巻く様々な変化に対応して、効果的な学習形態を実施できる環境や ICT を基盤として、いつでも、どこでも、誰でも学べる環境を整えるとともに、子どもの発達段階や活動内容に合わせて、レイアウトを調整できる環境を整えるなど、高機能かつ多機能で変化に対応した施設を整備されたい。

(2) 多様な学びを促す施設

子どもたちの協働的な学びを確保しながらも、個に応じた指導を実現するため、少人数指導や個別学習など、多様な学習形態による活動を可能とする環境を整えるとともに、教科等を超えた学習課題に応じて主体的に学ぶことのできる環境や学級や学年を超えたテーマごとの学びを実施できる環境等を整え、多様な学びを促す施設を整備されたい。

(3) 安全・安心でゆとりと潤いのある施設

教職員の指導や支援の効果を高め、すべての子どもが個性や能力の伸長を最大限に図るため、ユニバーサルデザインを取り入れた良好で快適な環境を整えるとともに、十分な防災性、防犯性を備え、安心して学ぶ環境を整えるなど、安全でゆとりと潤いのある施設を整備されたい。

(4) 地域の核となる施設

地域にとって最も身近な公共施設として、生涯学習の場や災害発生時には地域の避難所としての役割を果たすなど、高齢者や障がいのある方を含む多様な地域住民が利

用することを踏まえた環境を整えるとともに、地域の実情に応じて公共施設等との複合化を行うなど、特色があり、地域の核となる施設を整備されたい。

（５）教職員の執務環境としてふさわしい施設

学校施設は、子どもたちが学び、生活する場であるとともに、教職員が働く場でもある。このことから、教職員がより効果的かつ効率的に授業の準備や研修、校務等を行うことができる環境を確保するとともに、教職員が情報交換やリフレッシュ等のできる環境を整えるなど、執務環境としてふさわしい施設を整備されたい。

５．学校施設整備の進め方

学校施設は教育の場であるとともに、地域住民にとっても身近で関わりの深い施設である。このことから、学校施設の整備にあたっては、学校に通う子どもや保護者、地域住民、教職員など、学校に関わる様々な立場の方からの意見を聴き、十分な理解と協力のもとで進められたい。

また、本市が進める教育施策に留意し、以下の観点で施設整備を進められたい。

（１）小中一貫教育を推進する施設

市川市では、「市川市立義務教育学校の設置に関する方針（令和元年 11 月策定）」を定め、義務教育学校の設置を推進している。

そこで、義務教育 9 年間を通して必要な資質・能力を育成するため、中学校ブロック単位における指導の一貫性を確保する取り組みを進めるなど、小・中学校の連続性を確保した上で、施設整備を進められたい。

（２）規模が適正化された施設

市川市では、「市川市立小学校・中学校の適正規模・適正配置に関する方針（平成 30 年 3 月策定）」を定め、学校の教育条件の維持向上を図りながら、義務教育 9 年間の基盤とした学びと育ちの連続した環境づくりを推進している。

このため、通学区域をはじめとした就学校指定に係る制度を整理し、学校規模を明確にした上で、その適正化を図りながら、施設整備を進められたい。

（３）コミュニティ・スクールを推進する施設

市川市では、すべての学校に学校運営協議会を設置するとともに、中学校ブロックごとに地域学校協働本部を整え、コミュニティ・スクールを推進している。

そこで、小中一貫教育の推進等を踏まえ、各学校の学校運営協議会を基盤とした協

働体制を、中学校ブロックを中心として整備することが重要であり、その具現化に向けた施設整備を進められたい。

（４）教育資源の複合化や共同化に資する施設

市川市では、施設の老朽化や人口構成の変化等の課題に対応するため、「市川市公共施設等総合管理計画（平成 28 年 3 月策定）」を定め、複合化や民営化など施設の再編により、公共施設等の適正配置を進めている。

学校施設については、「市川市学校施設有効活用基本方針（平成 17 年 10 月策定、平成 29 年 11 月改定）」を定め、地域の実情に応じた活用を進めることによって、学校と地域の連携・協働体制が構築され、学校の教育力の向上が図られてきた。

一方、学校が有する施設については、学校単独の一元型施設モデルから脱却し、多様な資源と連携して、施設の活用や共同化を図る多元型施設モデルへの転換が求められる。

このため、学校教育を進める上で必要な教室や施設等に関する考え方を明確にして、施設整備を進められたい。

6. 「市川市学校環境基本計画」の推進にあたって

変化の激しい時代にあって、求められる学校教育や学校環境の在り方は、刻々と変わっていく。

本答申は、このような状況を踏まえて、現状において最善のものを取りまとめた。

今後は、学校教育における不易と流行を見極めながら、未知の状況においても可変的なマインドの下で、不断の見直しを行うこととされたい。

以上

市川市教育振興審議会

会 長	天 笠	茂
副会長	林	直也
委 員	田 中	孝一
委 員	渡 邊	智子
委 員	広 瀬	由 紀
委 員	小 沢	直 美
委 員	富 澤	裕 貴
委 員	松 本	浩 和
委 員	角 谷	好 枝
委 員	富 家	薫

第3回教育振興審議会の主な意見と反映方法

No.	意見	反映方法
1	この計画において、学校環境とは何を指すのかを「はじめに」で定義した方がよい。	P1「1.はじめに」の中に記載しました。
2	「教育の在り方という目的を達成する手段として施設整備等が行われる政策体系を確立することが、より高い教育的効果の実現を可能とする」をより分かりやすく表現した方がよい。	P1「1.はじめに」の中で表現方法を工夫しました。
3	この計画が想定する目標年度を設定した方がよい。 国で現在審議している初等中等教育の在り方は、明確に定めはないが、2030年を目途としている。	P2「2.(1)計画の期間及び構成」の中に記載しました。
4	計画の全体像「基本編」、「実施編」を示した上で、この計画案では、基本編を定めることを触れた方がよい。	P2「2.(1)計画の期間及び構成」、「2.(2)基本編の策定」の中に記載しました。
5	「小中一貫教育の推進」や「一人一人の教育ニーズに応じた教育」など、より具体が示されているとよい。	P3～P5「3市川市が目指す学校教育/新しい時代に求められる学校教育の在り方」の中で記載しました。
6	「不登校経験の有無」を例示として挙げる必要があるか疑問がある。	P3「3.(1)①多様な学び手のニーズに応じた教育」の中で「違い」を「関わらず」に訂正して表現しました。
7	「性別」という表現が適切か検討した方がよい。	P3「3.(1)①多様な学び手のニーズに応じた教育」の中で「違い」を「関わらず」に訂正して表現しました。
8	特別支援学校や院内学級を強調することで、インクルーシブ教育の推進と反する印象がある。	P3「3.(1)②特別な教育ニーズに応じた教育」の中で表現方法を工夫しました。
9	個の修得状況に応じて、具体的にどのような学びを提供するのか示した方がよい。	P3「3.(2)①個に応じた学びの充実」の中に記載しました。
10	一人一人の教育ニーズに応じた教育の実現には、当事者である子どもたちの声を聴くなど、一人一人に応じたきめ細かい対応が必要である。	P3「3.(2)①個に応じた学びの充実」の中に記載しました。

No.	意見	反映方法
11	「一人一人の個性」と「社会とのつながり」の間には「子ども同士のつながり」もあり、それが重要である。	P3「3.(2)②協働的な学びの充実」の中に記載しました。
12	個の修得状況に応じた学びとは、現在の卒業や進級の仕組みはそのままとするのか。わかるようにした方がよい。	P3「3.(2)②協働的な学びの充実」の中に記載しました。
13	教員や教員組織、教員体制についても追記した方がよい。	P4「3.(2)③調和のとれた学びの充実」の中に記載しました。
14	高機能かつ多機能で変化に対応した施設において、学校の中のレイアウトにも言及した方がよい。 計画には示せないかもしれないが、給食室についても実施編へつなげるような表現を入れた方がよい。	P5「4.(1)高機能かつ多機能で変化に対応した施設」の中に記載しました。
15	校舎の建替えは地域が納得して進めることが重要である。	P6「5.学校施設整備の進め方」の中に記載しました。
16	バリアフリーとユニバーサルデザインが並列表記でよいか検討した方がよい。	並列表記を見直しました。
17	コミュニティ・スクールと学校運営協議会の使い分けを整理したほうがよい。	用語の使い分けを整理しました。
18	学校教育の在り方（ソフト）と学校施設（ハード）で重複する部分は構成を整理した方がよい。	構成を見直しました。
19	タイトルや各章の順序の見直し、必要に応じて加筆・修正を加えることで、全体構成を市民がわかりやすい形に整理した方がよい。	構成を見直しました。
20	2章「新しい時代に求められる学校教育の在り方」と3章「市川市の取り組み」のつながが悪い。各項目が対応しているとわかりやすい。	構成を見直しました。
21	3章「市川市の取り組み」は実績を踏まえて、今後の方向性を整理しているため、タイトルに「実績と今後の方向性」と示した方がよい。	構成を見直しました。
22	4章「新しい時代に求められる学校施設」と5章「学校施設の役割と整備の方向性」を分ける必要があるのか。	構成を見直しました。
23	学校運営協議会には幼稚園も含まれる。	幼稚園は学校に含まれます。

No.	意見	反映方法
24	「新しい時代に求められる学校教育の在り方（市川市が目指す教育）には、手段は書かず、市川市としてこだわりのある理念のみをまとめる方法もある。	構成を見直し、「市川市が目指す学校教育/新しい時代に求められる学校教育の在り方」において、取り組み・手段を含めて記載しました。
25	「地域の核となる施設」について、避難所機能の重要性が高まる中で、避難所という表現をタイトルに引き上げるか整理した方がよい。	学校教育の在り方を具現化するための施設の在り方のため、避難所はタイトルとしては引き上げないこととします。
26	用語の注釈・説明を右側に追記した方がよい。（ライフカウンセラー、コミュニティ・スクールなど）	計画に用語の注釈・説明を記載します。
27	参考資料を付けた方がよい。	計画の参考資料として付けます。
28	施設の老朽化にどのように対応するのか。建替えや既存の施設の改修の考え方を示した方がよい。	計画の実施編で整理します。
29	複合化については、市内では七中が特徴的な取り組みである。その実績も踏まえ、複合化を進めるという整理の仕方もある。	計画の実施編で定める「市川市学校施設有効活用基本方針」の中で具体化していきます。
30	学校は何を指すのか。定義した方がよい。	行政計画として教育委員会の施策の及ぶ範囲（公立幼稚園を含む小・中・義務教育学校、特別支援学校）が対象となります。定義付けはしません。
31	外国人への義務教育の在り方を教育委員会として考えを整理した方がよい。	別途検討します。

(案)

令和 2 年 10 月 19 日

市川市教育委員会

教育長 田中庸恵 様

市川市教育振興審議会

会 長 天 笠 茂

令和元年度の教育委員会の権限に属する事務の管理及び
執行の状況についての点検及び評価について（答申）

令和 2 年 8 月 17 日付け市川第 20200727-0077 号で市川市教育振興審議会に諮問のあった標記の件について、当審議会において審議した結果、下記のとおり答申いたします。

記

教育委員会が行った点検及び評価は、妥当である。

1 審議経過

当審議会は、令和 2 年 8 月 17 日、教育委員会から「令和元年度の教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価について」諮問を受けた。

この諮問は、教育委員会が地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「地教行法」という。）第 26 条第 1 項の規定に基づく令和元年度の教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価を行うに当たり、同条第 2 項の規定に基づき、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るため、教育委員会自らが行った点検及び評価について、当審議会の意見を求めたものである。

教育委員会が行った点検及び評価については、その結果を取りまとめた「教育委員会点検・評価報告書（案）」の提示を受けたところであり、その方法は、教育基本法第 17 条第 2 項の規定に基づき定めた市川市における教育の振興のための施策に関する基本的な計画である「第 3 期市川市教育振興基本計画」（平成 31 年 1 月策定）が示す施策を対象として、教育委員会による点検及び評価が行われたものであり、適切であると評価した。

そこで、当審議会における調査審議は、「教育委員会点検・評価報告書（案）」に記載された点検結果及び施策の評価を基に、教育委員会が行った点検及び評価が妥当であるか否かを調査審議するとともに、今後の施策の推進に関する意見を取りまとめることとした。

そして、本日、本答申書のとおり答申するに至ったものである。

2 提言

教育委員会の「点検・評価報告書」は、市民への説明責任を果たし、本市教育の一層の推進を図ることを目的としている。そのため、教育の成果をよりわかりやすい表記で丁寧に記載することが重要であることから、点検・評価報告書の作成にあたり以下のとおり提言する。

(1) 施策全体を通して

効果的かつ着実に施策の実現を図るためには、成果や課題を的確に捉えて検証し、改善していくことが必要である。

このため、点検及び評価が、施策を支える取組の効果的な推進と展開につながるよう、以下の点について検討されたい。

- ① 施策の評価について、市民への説明責任を十分に果たすため、施策に対する取組の具体と成果を結びつけた記述の仕方を工夫されたい。
- ② 各施策の取組における調査対象の拡大、地域の活動状況の把握、施策の成果を捉えやすい具体的な指標など、成果指標の追加も含め検討されたい。
- ③ 施策の評価の主たる判断基準である成果指標については、目標の達成状況や教育を取り巻く状況を踏まえ、必要に応じて目標値の見直しをされたい。

(2) 評価対象年度の事象に関して

教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価については、「第3期市川市教育振興基本計画」が示す施策を対象としているが、評価対象年度に未曾有の事態が生じた場合には、それに対する教育委員会の対応やその結果などの記載について検討されたい。

以上

市川市教育振興審議会

会 長 天 笠 茂

副会長 林 直也

委 員 田 中 孝一

委 員 渡 邊 智子

委 員 広 瀬 由紀

委 員 小 沢 直美

委 員 富 澤 裕貴

委 員 松 本 浩和

委 員 角 谷 好枝

委 員 富 家 薫

審議会意見に基づく
点検・評価報告書(案)の修正

下段より転記

4 評価結果一覧

令和元年度に実施した施策の評価を一覧にまとめました。

【施策の評価】

◎：施策の実現が図られてきている △：施策の実現が図られてきているといえない

○：施策の実現が概ね図られてきている ▲：施策の実現が図られていない

【方針1】感性を豊かに働かせ、社会の中でたくましく生きていくことのできる子どもを育てる

頁	目標 - 施策	施 策	評価
12	1-1	人と関わる力を身に付ける活動の充実	○
13	1-2	道徳教育の充実（命を大切にする教育の推進）	○
15	1-3	読書教育の推進	△
18	2-1	幼児期における教育の推進	○
20	2-2	児童生徒の確かな学力を育成する取組の推進	○
22	2-3	情報教育の推進	△
23	2-4	学校間の連携の推進	○
26	3-1	望ましい生活習慣を身に付ける取組の推進	○
27	3-2	食育の推進	△
28	3-3	体力向上の取組の推進	△
30	4-1	キャリア教育・職業教育の推進	○
31	4-2	地域や企業との連携推進	○
33	5-1	学校・地域と連携・協働した家庭の教育力の向上	○
35	5-2	学校・家庭と連携・協働した地域の教育力の向上	○
37	5-3	家庭・地域と連携した学校の活性化	○

【方針2】“自分らしく輝くための学び”の環境の実現と学びのセーフティネットを構築する

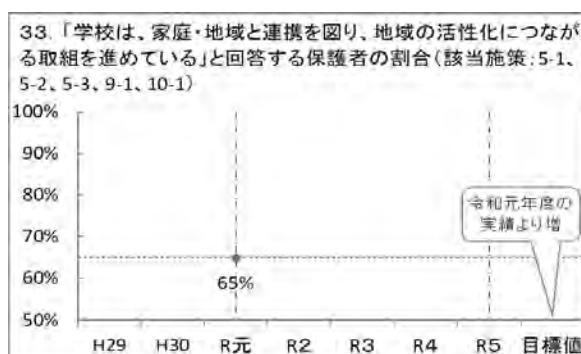
頁	目標 - 施策	施 策	評価
40	6-1	“自分らしく輝くための学び”の機会の充実	○
42	6-2	学校卒業後における障がい者の学びの支援	○
44	6-3	図書館機能を活用した学習活動の充実	○
45	6-4	博物館などの活用を通じた学習活動の推進	○

▶ 施策2 家庭・学校と連携・協働した地域の教育力の向上	評価
学校を核とした地域のコミュニティづくりのために、より多くの人が集い、つながる場づくりを進めます。また、家庭・学校・地域のさまざまな活動を支援する地域学校協働活動推進員の育成に取り組みます。さらに、企業やNPOを含むさまざまな関係機関との連携・協働体制を構築し、互いの知識や人材を活用して、家庭・学校・地域における協働活動を推進します。	○
【評価と今後の方向性】 施策の実現が概ね図られてきている。 文言を追記 ・コミュニティ・スクールとしての機能を活用し、学校運営協議会では、家庭・学校・地域が連携・協働して、子どもたちを育てていこうという意識が高まってきた。（学校地域連携推進課） ・今後は、学校運営協議会の内容や出された意見を教職員や保護者、地域住民で共有し、三位一体となって子どもたちを育てる体制づくりに努めていく。（学校地域連携推進課）	

【主な事業・取組の実績】

- ・コミュニティ・スクール学校運営協議会運営事業では、地域住民・保護者の代表が一堂に会し、学校長（園長）が目指す運営方針に承認をすることで、同じビジョンのもと、子どもたちを中心とした協議を重ねてきた。
- ・コミュニティ・スクール地域学校協働活動推進事業では、8つの中学校ブロックにおいて、地域学校協働本部を設置した。また、地域学校協働活動推進員を全校に配置し、教育委員会主催の研修会を年3回行った。17校に複数（2名）の配置を行った。

【成果指標】



(修正案)

令和 2 年 1 0 月 1 9 日

市 川 市 教 育 委 員 会
教育長 田中 庸恵 様

市川市教育振興審議会
会 長 天 笠 茂

市川市学校環境基本計画について（答申）

令和 2 年 8 月 1 7 日付市川第 20200727-0078 号で市川市教育振興審議会へ諮問のありました表記の件について、本審議会において審議した結果下記のとおり取りまとめましたので、市川市教育振興審議会条例第 2 条の規定に基づき、答申いたします。

記

1. はじめに

学校を取り巻く社会の構造や環境は、少子高齢化の進展や人口減少、グローバル化や情報化などによって、大きく、また急速に変化している。

また、今般の感染症拡大にみるように、これまで予想し得ないような変化も生じている。

このように変化が激しく、新しい未知の課題に試行錯誤しながらも対応することが求められる複雑で難しい時代にあって、子どもたちが持続可能な社会の創り手となることができるよう、将来の職業や生活を見通して、社会において自立的に生きるために必要とされる力をバランスよく育んでいくことが重要である。

このような生きる力を育成する基盤は学校教育であり、新しい時代に求められる学校教育の在り方を実現するには、学校環境の整備を合わせて行うことが大切である。

学校環境には、指導に携わる教職員、学校の施設や設備、地域や家庭など、学校の内外に影響のある様々な条件が挙げられるが、特に学校施設の整備は大規模な財政支出を伴うために、整備された環境に合わせて学校教育の在り方が議論されることが少なくなかった。

しかしながら、求められる学校教育を実現するという目的を達成するためには、その手段として学校施設の整備等が行われる政策体系を確立し、より高い教育的効果の

実現を可能とすることが重要である。

このことから、学校施設のあるべき姿を定めた「市川市学校環境基本計画」を策定して、学校教育の在り方を踏まえた学校環境の整備を計画的かつ総合的に推進する必要がある。

このような背景から、令和2年8月17日、教育委員会から市川市学校環境基本計画について諮問を受け、答申に至ったものであり、本答申によって、市川市の教育の基本理念「人をつなぐ 未来へつなぐ 市川の教育」を踏まえ、学校環境の整備が一層推進されることを期待したい。

2. 計画策定のための基本的な考え方

(1) 計画の期間及び構成

学校環境の整備には、長い期間を要することから、「市川市学校環境基本計画」は、新しい学習指導要領が重要な役割を担うとされる2030年ごろまでの学校教育の在り方を見据えながら、その先も見通した学校環境の在り方を示唆するものとして策定されたい。

また、本答申を基に教育委員会が、「市川市学校環境基本計画」を策定し、その中で新しい時代に求められる学校教育や学校環境の在り方を示した基本編やより具体的な条件整備を示した実施編を定め、計画の実効性を高めることとされたい。

(2) 基本編の策定

基本編では、新しい時代に求められる学校教育の在り方の実現を図るための学校環境の在り方を示すことから、市川市が目指す学校環境は、目指す学校教育を整理してから審議することとした。

3. 市川市が目指す学校教育／新しい時代に求められる学校教育の在り方

市川市では、「人をつなぐ 未来へつなぐ 市川の教育」を基本理念として教育を進めてきた。特に、学校施設の整備を含む教育施策の実現にあたっては、学校を取り巻く社会の変化やこれからの時代に育成すべき子どもたちの資質・能力を踏まえ、「市川市が目指す学校教育／新しい時代に求められる学校教育の在り方」を、3つの考え方に沿って整理した。

(1) 多様な人との関わりを大切にして、個人の自立を促し、社会の一員としての自覚を養う教育

① 多様な学び手のニーズに応じた教育

変化の激しいこれからの時代においては、画一的で均一的な社会から、多様性を認め合う全員参加型社会への変革が求められており、学校教育においても、性別や国籍、障がい、不登校経験や病気療養等に関わらず、多様な属性や経歴を持ったすべての人が、個性や能力の伸長を図ることのできる機会の創出が求められている。

市川市では、中学校の夜間学級を開級するなど、多様な経歴を持った人が学ぶ機会の創出を図ってきており、今後も多様な学び手のニーズに応じた教育の推進が重要である。

②特別な教育ニーズに応じた教育

多様性を尊重し、すべての子どもたちの学習参加が促されるよう、学校教育においては、障がいのある者となない者が共に学ぶ仕組みであるインクルーシブ教育システムの構築が求められている。

市川市では、県内初の養護学校（現在の須和田の丘支援学校）を開校するとともに、国内初の児童精神科入院時のための院内学級（国立国際医療研究センター国府台病院）を開級するなど、個々のニーズに応じた教育を進めてきており、今後はその取り組みを基盤として、すべての子どもが自分の生活する地域で共に学ぶことのできる多様で柔軟な仕組みづくりを進めるなど、特別な教育ニーズに応じた教育の推進が重要である。

（２）一人一人が主体的に学び、個性を伸ばし、可能性を広げることを可能とする教育

①個に応じた学びの充実

子ども一人一人の可能性を最大限に伸ばし、必要な資質・能力を確実に育成するには、誰一人取り残されることなく、すべての子どもの力を最大限に引き出す教育が重要であり、学校教育においては、当事者である子どもたちの声に耳を傾け、子ども一人一人の能力や適性に応じたきめ細かい個別最適な学びが求められている。

市川市では、少人数指導の拡充やライフカウンセラーの配置などによる教育相談体制の構築などを通して、個に応じた学びの充実を図ってきており、今後も、ICT環境や先端技術の効果的活用などにより、学び直しや先取り学習などの具現化を含め、個に応じた学びの充実が重要である。

②協働的な学びの充実

学びの質を高め、生きる力の育成を図るためには、教職員や子ども同士、地域と

の協働的な学びが重要である。

市川市では、地域の教育力を学習活動に活かす取り組みなどを通して、協働的な学びの充実を図ってきており、今後はその取り組みを基盤として、異学年などとの多様な協働学習を実現する新たな仕組みづくりを進めるなど、現在の義務教育 9 年間の枠組みの中で、学習内容や個の修得状況に応じた協働的な学びの充実が重要である。

③調和のとれた学びの充実

感性を豊かに働かせ、社会の中でたくましく生きていくことのできる力を育成するには、「豊かな心」、「確かな学力」、「健やかな体」の調和のとれた学びが大切である。

市川市では、教職員の高い意識のもと、読書教育や創意と活力のある学校づくり、ヘルシースクールなどの推進を通して、調和の取れた学びの充実を図ってきており、今後もその充実は重要である。

(3) 学びや育ちの連続性と社会との連携を強化し、豊かな人間性を育む教育

①学びと育ちの連続性を大切にした教育

様々な資質・能力は、各学校段階において個別に育むものではなく、幼児教育から義務教育、そして高等学校教育といった学校段階を超えたつながりの中で育成されるものであり、体系的な学びを通した学びと育ちの連続性が強く求められている。

市川市では、県内初の義務教育学校である塩浜学園を開校するとともに、アプローチカリキュラムやスタートカリキュラムの実施などにより、幼保小連携や小中一貫教育の推進に取り組んできており、今後も、義務教育 9 年間を見通した一貫性のある指導体制の構築など、学びと育ちの連続性を大切にした教育の推進が重要である。

②社会との連携を大切にした教育

教育は、家庭・学校・地域の連携・協働によって実現されるものであり、保護者や地域住民が学校経営に参画することや地域と学校がパートナーとして連携・協働することで地域とともにある学校づくりを進め、地域全体で子どもを守り育てる体制を整える必要がある。

また、学校においては、より良い学校教育を通してより良い社会を創るという理念を学校と社会が共有し、必要な資質・能力をどのように育成するのかを、教育課

程において明確にしながら、社会との連携・協働により教育活動を行う「社会に開かれた教育課程」の実現が求められている。

市川市では、すべての学校に学校運営協議会を置いて、コミュニティ・スクールの推進を図るとともに、中学校ブロックごとに地域学校協働本部を設置するなど、家庭・学校・地域が一体となって子どもを育てる仕組みづくりを進めてきており、今後も、学校と地域の双方で連携・協働を推進するための組織的かつ継続的な仕組みの構築を進めるなど、社会との連携を大切にした教育の推進が重要である。

4. 市川市が目指す学校環境／新しい時代に求められる学校環境の在り方

新しい時代に求められる学校教育の在り方の実現を図るには、その手段となる学校環境の整備が実効的に推進されることが重要である。

このことから、学校施設の機能や役割といった、より具体的な側面から、学校教育の在り方を踏まえ、新しい時代に求められる学校環境の在り方を審議した。

(1) 高機能かつ多機能で変化に対応した施設

学校を取り巻く様々な変化に対応して、効果的な学習形態を実施できる環境や ICT を基盤として、いつでも、どこでも、誰でも学べる環境を整えるとともに、子どもの発達段階や活動内容に合わせて、レイアウトを調整できる環境を整えるなど、高機能かつ多機能で変化に対応した施設を整備されたい。

(2) 多様な学びを促す施設

子どもたちの協働的な学びを確保しながらも、個に応じた指導を実現するため、少人数指導や個別学習など、多様な学習形態による活動を可能とする環境を整えるとともに、教科等を超えた学習課題に応じて主体的に学ぶことのできる環境や学級や学年を超えたテーマごとの学びを実施できる環境等を整え、多様な学びを促す施設を整備されたい。

(3) 安全・安心でゆとりと潤いのある施設

教職員の指導や支援の効果を高め、すべての子どもが個性や能力の伸長を最大限に図るため、ユニバーサルデザインを取り入れた良好で快適な環境を整えるとともに、十分な防災性、防犯性を備え、安心して学ぶ環境を整えるなど、安全でゆとりと潤いのある施設を整備されたい。

(4) 地域の核となる施設

地域にとって最も身近な公共施設として、生涯学習の場や災害発生時には地域の避難所としての役割を果たすなど、高齢者や障がいのある方を含む多様な地域住民が利用することを踏まえた環境を整えるとともに、地域の実情に応じて公共施設等との複合化を行うなど、特色があり、地域の核となる施設を整備されたい。

（５）教職員の執務環境としてふさわしい施設

学校施設は、子どもたちが学び、生活する場であるとともに、教職員が働く場でもある。このことから、教職員がより効果的かつ効率的に授業の準備や研修、校務等を行うことができる環境を確保するとともに、教職員が情報交換やリフレッシュ等のできる環境を整えるなど、執務環境としてふさわしい施設を整備されたい。

５．学校施設整備の進め方

学校施設は教育の場であるとともに、地域住民にとっても身近で関わりの深い施設である。このことから、学校施設の整備にあたっては、学校に通う子どもや保護者、地域住民、教職員など、学校に関わる様々な立場の方からの意見を聴き、十分な理解と協力のもとで進められたい。

また、本市が進める教育施策に留意し、以下の観点で施設整備を進められたい。

（１）小中一貫教育を推進する施設

市川市では、「市川市立義務教育学校の設置に関する方針（令和元年 11 月策定）」を定め、義務教育学校の設置を推進している。

そこで、義務教育 9 年間を通して必要な資質・能力を育成するため、中学校ブロック単位における指導の一貫性を確保する取り組みを進めるなど、小・中学校の連続性を確保した上で、施設整備を進められたい。

（２）規模が適正化された施設

市川市では、「市川市立小学校・中学校の適正規模・適正配置に関する方針（平成 30 年 3 月策定）」を定め、学校の教育条件の維持向上を図りながら、義務教育 9 年間の基盤とした学びと育ちの連続した環境づくりを推進している。

このため、通学区域をはじめとした就学校指定に係る制度を整理し、学校規模を明確にした上で、その適正化を図りながら、施設整備を進められたい。

（３）コミュニティ・スクールを推進する施設

市川市では、すべての学校に学校運営協議会を設置するとともに、中学校ブロック

ごとに地域学校協働本部を整え、コミュニティ・スクールを推進している。

そこで、小中一貫教育の推進等を踏まえ、各学校の学校運営協議会を基盤とした協働体制を、中学校ブロックを中心として整備することが重要であり、その具現化に向けた施設整備を進められたい。

（４）教育資源の複合化や共同化に資する施設

市川市では、施設の老朽化や人口構成の変化等の課題に対応するため、「市川市公共施設等総合管理計画（平成 28 年 3 月策定）」を定め、複合化や民営化など施設の再編により、公共施設等の適正配置を進めている。

学校施設については、「市川市学校施設有効活用基本方針（平成 17 年 10 月策定、平成 29 年 11 月改定）」を定め、地域の実情に応じた活用を進めることによって、学校と地域の連携・協働体制が構築され、学校の教育力の向上が図られてきた。

一方、学校が有する施設については、学校単独の一元型施設モデルから脱却し、多様な資源と連携して、施設の活用や共同化を図る多元型施設モデルへの転換が求められる。

このため、学校教育を進める上で必要な教室や施設等に関する考え方を明確にして、施設整備を進められたい。

6. 「市川市学校環境基本計画」の推進にあたって

変化の激しい時代にあって、求められる学校教育や学校環境の在り方は、刻々と変わっていく。

本答申は、このような状況を踏まえて、現状において最善のものを取りまとめた。

今後は、学校教育における不易と流行を見極めながら、未知の状況においても可変的なマインドの下で、不断の見直しを行うこととされたい。

以上

市川市教育振興審議会

会 長 天 笠 茂

副会長 林 直也

委 員 田 中 孝一

委 員 渡 邊 智子

委 員 広 瀬 由 紀

委 員 小 沢 直美

委 員 富 澤 裕 貴

委 員 松 本 浩 和

委 員 角 谷 好 枝

委 員 富 家 薫